

職員行動規範

総合福祉施設 あけぼの園

1. 利用者様の人格尊厳の尊重

- ・利用者様を好き嫌いで判断し、態度や言葉に出してはいけない。
- ・利用者様一人一人のニーズに応えるよう支援の工夫と努力をする。
- ・障がいの状態・行動・性格・年齢その他、いかなる理由においても差別してはならない。
- ・利用者様を呼び捨てや愛称・命令口調でよんだり子ども扱いしないようにする。
- ・利用者様の訴えに対して無視したり、拒否的な態度をとらない。
- ・利用者様の性の問題から目をそむけないようにする。

2. 虐待の禁止

- ・相手の個性を尊重する視線を持ち、相手の立場にたった思いやりのある支援を行う。
- ・いかなる理由があっても利用者様に身体拘束等の肉体的・精神的苦痛をあたえてはいけない。
- ・障害者虐待防止法を遵守し、日々の支援に生かすようにする。(虐待防止法参照)

3. 秘密主義の厳守

- ・緊急性のある場合を除きどのような場合においても第三者に利用者様の情報を話してはならない。
- ・職を辞した後も情報をもらしてはいけない。
- ・職員同士で利用者様の情報を伝達する場合、時間・場所・中身に注意すること。

4. 利用者様の生活環境の保持

- ・利用者様が安心・安全・快適に過ごせるよう生活環境を整える。
- ・危機回避を予測しながら行動に努める。
- ・日課・予定の変更は利用者様が不安定にならないように伝えなければいけない。
- ・季節・気温・その方に合わせた快適な環境を整えること。

5. 利用者様・保護者様に対する情報開示

- ・体調不良やケガの場合は速やかに家人に連絡しなければならない。
- ・利用者様・家族の方に対して個人的感情を出さないこと。

- ・職員が一方的に決めるのではなく、保護者様の思いをくみとり決定開示しなければいけない。
- ・利用者様の気持ちにそった支援、またそれにともない、必要な情報は利用者様・保護者様に伝えていかななくてはならない。

6. 利用者様に対する専門的支援

- ・職員一人一人が個別支援計画にそった支援を行い、支援目標が職員間でも共通理解している事。
- ・利用者様の特性を理解し、相手の立場に立って支援・考えを持たなくてはならない。
- ・障害者福祉の専門職であるという自覚を持ち、日々の支援を行うようにすること。

7. 自己研鑽

- ・日々自分の支援のあり方を振り返るようにする。
- ・自分の可能性は無限である事を理解する。
- ・常に謙虚な気持ちで接し、相手の気持ちを思いやる人間性をはぐくみ、養うようにする。
- ・自分一人の考え方だけでなく、まわりの意見も考慮して行動する。
- ・今の自分・環境に満足せず、よりよい明日のために何をすべきか考える。

8. 職員間の連携・規律

- ・互いに思いやる気持ちを忘れず、親しき仲にも礼儀ありの精神を心がける。
- ・職員同士の私語に没頭してはならない。
- ・基本的なあいさつや声かけ、話し方が乱れないように心がける。
- ・利用者様第一に考えた連携の中でも職員の気持ちを思いやる事を忘れない。
- ・職員みんなが共通した支援の方向性・職員間の連携・規律が持てるように確かめ合う。
- ・相手の事を考え、伝えるべき人に伝える。
- ・仕事の流れの中で何が自分に出来るか考えて行動する。
- ・謙虚にして驕らず、良き事を思い良き事を行う。
- ・仕事上の私的な携帯電話の使用は出来る限り控えるようにする。